

小さな掛金で大きな安心

商工貯蓄共済

自己資本の充実へ **貯蓄**

企業と家族に安心 **保障**

企業の資金繰り **融資**

付加共済

商工会・北海道商工会連合会

商工貯蓄

制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められ、月々わずかな掛金で、「貯蓄」「保障」「融資」更に、付加共済（全国商工会会員福祉共済制度の一部）としての「傷害補償」、「医療特約」を加え

貯蓄

自己資本の充実

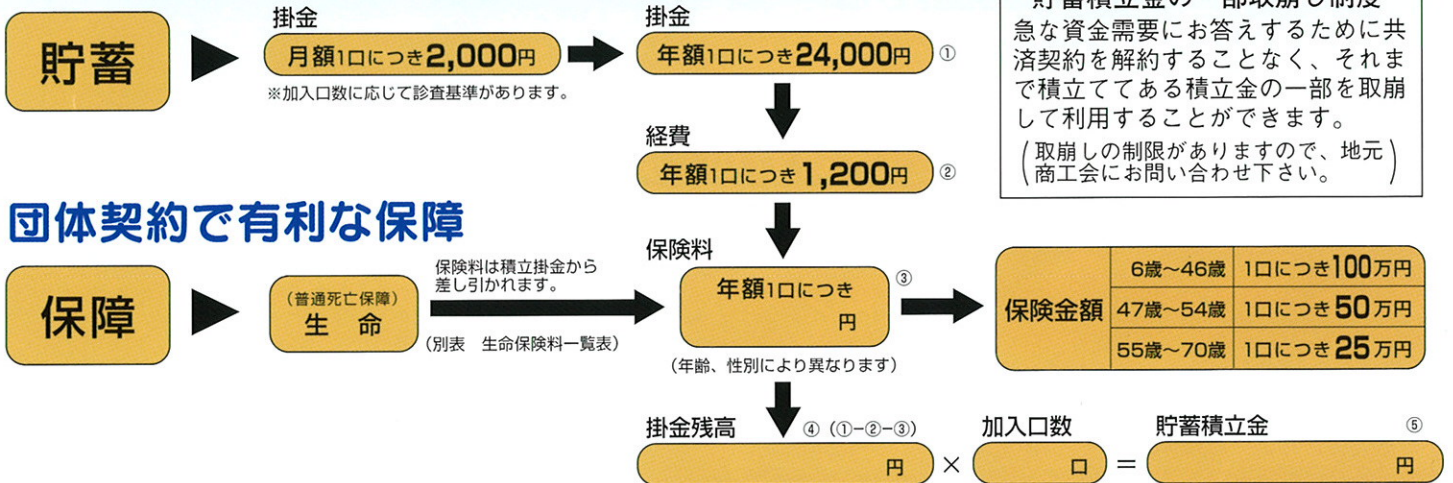
毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、知らず知らずのうちに資金が積み立てられ、自己資本の充実が図られます。

保障

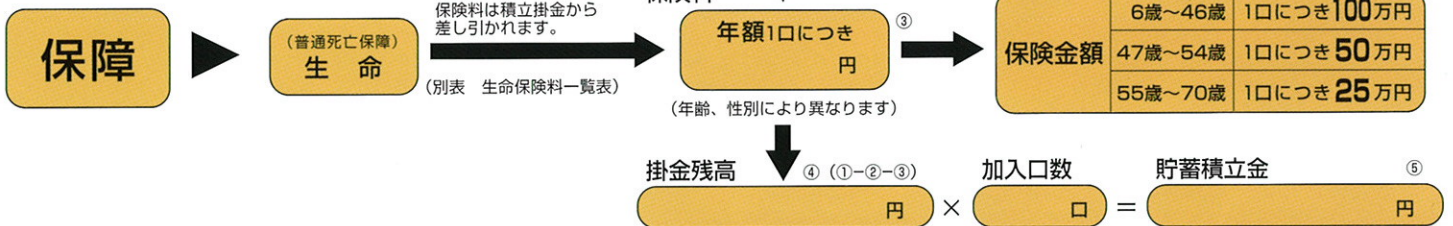
企業と家族に安心

掛金の一部が割安な保険料に充てられ、万一の場合、保険金をお受け取りになることができ、ご家族も安心できます。

毎月の積立で資本の充実



団体契約で有利な保障



商工貯蓄共済に加入するには…

加入できる方

この制度にご加入できる方は、商工会の会員です。ただし、保険の対象となる方（被保険者）は、年齢6歳から70歳までの健康な会員およびその家族、従業員です。

加入期間と毎月の掛金

加入期間は10年間（新規加入、契約更新時に66歳～70歳の方は5年間）で、毎月の掛金は年齢に関係なく、1口2,000円で、お1人につき最高20口40,000円（満15歳未満までは最高10口20,000円）までご加入いただけます。

	6歳～14歳	満15歳～65歳	66歳～70歳
加入口数	最高10口	最高20口	最高5口
加入期間	10年		5年

- ・加入契約時の年齢で、加入期間及び加入限度口数が異なります。
- ・加入申込時点で満15歳未満の場合、死亡保険金額の引当限度額は他社・他業界の死亡保険金、火災死亡保険金等を通算して1,000万円です。但し、一時払終身保険、一時払養老保険等は通算されません。

貯蓄積立金

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

貯蓄積立金の解約払戻し

中途解約される場合は、貯蓄積立金から、ご加入時または毎年応答月に連合会で立替えていた1年間の保険料と経費を差引いた金額を払い戻します。

(注) 商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

保険金と保険料、経費

保険金・保険料（別表）は年齢と性別により異なり、事務経費は1口につき年額1,200円です。

契約年齢	6歳～46歳	47歳～54歳	55歳～70歳
保険金額	1口につき100万円	1口につき50万円	1口につき25万円

※保険金の支払等についての詳細は、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

共済制度

の3つの機能を組合せた、全国の商工会員とその家族、従業員が加入できる商工会独自の共済制度です。ると病気の医療補償もプラスされ、総合的な共済です。

融資

企業の資金繰り

一定の条件のもとに低利な事業資金のあっせんが受けられ、企業の資金繰りが安定します。

付加共済

ケガと病気をカバー

毎月の掛金から福祉共済の掛金を充当することで、国内外24時間、仕事やプライベートに関係なく、不慮の事故等によるケガに対して傷害補償されます。さらに医療特約を付加すれば、病気による入院・手術に対しても医療補償をプラスできます。

※商工貯蓄共済制度の新規加入時には、北海道商工業支援協同組合への加入が必要です。(出資金1口 200円)

低利な融資で経営の安定

融資

加入後1年を経過すると、積立金を担保に低利な融資がご利用できます。

(※融資限度額、利率等の融資条件及び借入手続きについては商工会へお問い合わせ下さい。但し、融資斡旋審査があります。)

全国商工会会員福祉共済制度

付加共済

交通事故・不慮の事故・
天災補償
傷害

福祉共済料

月額 2,000円 (傷害プラン)
2,000円コース
月額 1,000円 (傷害ライトプラン)

+

(疾病入院補償)
医療特約

医療特約料

月額 1,000円

加入年齢：満6歳～65歳（継続加入は74歳迄）

※但し、満15歳未満は引受限度範囲のみ加入できます。

福祉共済料×12ヶ月 ⑥
円

医療特約料×12ヶ月 ⑦
円

貯蓄積立金 ⑤-(⑥+⑦)=⑧
円

※付加共済加入の場合

※福祉共済料・医療特約料は年齢、性別に関係ありません。

補償内容は、裏面をご覧ください。

付加共済加入の場合は毎月の掛金は、貯蓄積立金から年1回保険料と経費に加え共済料として差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

保険契約と診査基準

年齢と加入口数の関係で、医師の診査が必要となる場合があります。

〈診査基準〉

年齢	告知書扱	診査医扱
6歳～14歳	1口～10口 (100～1,000万円)	
15歳～39歳	1口～15口 (100～1,500万円)	16口～20口 (1,600～2,000万円)
40歳～46歳	1口～12口 (100～1,200万円)	13口～20口 (1,300～2,000万円)
47歳～54歳	1口～20口 (50～1,000万円)	
55歳～65歳	1口～20口 (25～500万円)	
66歳～70歳	1口～5口 (25～125万円)	

- 告知書扱で告知事項が事実と相違すると、保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 告知書扱でも既往症等のある方は診査を要することがあります。
- 既加入契約がある場合は、5年間の全契約と新契約を合算した保険金により選択を受けます。
- 治療困難または再発のおそれのある病気を患われた方についてはご契約できません。(癌、高血圧糖尿病、腎臓病、肝臓病、心臓病等、また病院加療中(服薬中を含む)の方も加入できません。)

※生前給付特約 (リビング・ニーズ特約)

加入した被保険者が余命6ヶ月以内と判断された時、被保険者に対し生前に保険金を支払う特約を付加することができます。

保険料の変更はありません。特約保険金を被保険者が受取られる場合は、非課税扱いとなります。

保険契約の発効と保障の消滅・失効

保険契約は加入した翌日から発効となります。

ただし、有診査の場合は診査完了承認後となります。なお、途中で脱退・解約される場合は、解約申出日で保障は消滅します。

また、6ヶ月以上掛金が中断し払込みがない場合、除斥され失効になる場合があります。

保険配当金と解約返戻金

死亡・満期時に配当金がある場合には、配当金が支払われます。また、中途解約された時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金が支払われます。

(注) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約書保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱が一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等、契約内容の変更が行われる場合があります。

融資あっせんのご案内

- ◎ 本制度に加入して1年以上経過した後、正常に掛金を払い込んでいる加入者で、かつ借入金の返済が確実に認められた方は、金融機関への融資あっせんが受けられます。
- ◎ 融資あっせんには、商工会の金融審査委員会における審査が必要です。
- ◎ 資金の用途は、運転または設備資金で、加入者があっせんの対象になります。
- ◎ 融資利率、限度額等の融資条件及び借入手続きについては、商工会へお問い合わせください。

1 一般融資

	返済期間	融資限度額		連帯保証人	損害補填 基金率	返済方法	融資利率・ 申込締切・実行日
運転資金	5年以内	(融資対象積立金) ①50万円未満 ②50万円以上 100万円未満 ③100万円以上 250万円未満 ④250万円以上 400万円未満 ⑤400万円以上	(融資限度額) ①の2倍 ②+150万円 ③+300万円 ④+400万円 ⑤+500万円	原則 2名 法人の場合 { ・代表者 1名 ・第三者 1名 } 個人の場合 { ・専従者又は生保 ・受取人 1名 ・第三者 1名 }	年 0.8%	元金均等 分割返済	①融資利率 毎年4月と10月に 見直し。 ②締切日 毎月5日実行→前 月20日必着 25日実行→当月10 日必着 ③実行日 毎月5日及び25日 但し、実行日が土・日・ 祝日の時は、その翌営 業日。
設備資金	10年以内	積立金範囲内 ※返済期間は資金用途に応ずる。		不 要	不 要	元金均等 分割返済 及び 一括返済	

〈注1〉連帯保証人は、必要に応じて追加を求める場合があります。

2 協同組合による融資

	資金 用途	返済期間	融資限度額	連帯保証人	損害補填 基金率	返済方法	融資枠	融資利率・ 申込締切・実行日
第三無保 証融資 者	運転	5年以内	200万円 (商工貯蓄共済制度の一 般融資限度額の内枠、加 入1口に付20万円)	法人の場合 代表者 1名 個人の場合 専従者又は生保 受取人 1名	年 0.8%	元金均等 分割返済	2億円	①融資利率 毎年4月に見直し ②締切日 実行日の2週間前 ③実行日 随時
積立 範囲 融資	運転	1年以内	積立金範囲内	不 要	不要	一括返済	なし	①融資利率 毎年4月と10月に 見直し ②締切日 実行日の5日前必着 ③実行日 随時

〈注1〉1・2いずれも申込金額は、1,000万円以下の場合は、10万円単位。1,000万円を超える場合は50万円単位となります。

〈注2〉融資手続きがありますので、お早めに商工会へお申込下さい。

税務の取扱い

加入者	被保険者	保 険 金 受 取 人	経 理 処 理		受 取 保 険 金 の 処 理	
			保 険 料	手 数 料	経 理 処 理	
法 人	役 員	法 人	福利・厚生費	雑費又は支払い手数料	受取時…雑収入	支給時…{退職金 弔慰費}
	従 業 員	従 業 員 家 族	給与(注1)	雑費又は支払い手数料		
個 人 企 業	事 業 主	事 業 主 家 族	事業主勘定(必要経費不算入)(注2)			
	従 業 員	事 業 主	福利・厚生費	雑費	受取時…雑収入 (事業所得)	支給時…{退職金 弔慰費}

注1) 従業員全員を被保険者として契約した場合は、給与でなく福利厚生費として損金処理が可能です。

注2) 生命保険料控除の対象となります。

付加共済(全国商工会会員福祉共済)

共済期間は11月1日午後4時から翌年11月1日午後4時まで(中途加入の場合は加入月の1日午後4時から11月1日午後4時まで)です。申し出のない場合は自動更新です。

加入タイプ			傷害プラン(2,000円コース)	傷害ライトプラン(1,000円コース)	
加入年齢			満6歳～65歳(継続加入は74歳迄)	満6歳～65歳(継続加入は74歳迄)	
掛金			月々の掛金 2,000円	月々の掛金 1,000円	
共 済 金 額	傷 害 共 済 金	死 亡 共 済 金	交 通 事 故	1,000万円	400万円
			不 慮 の 事 故	800万円	300万円
			天 災	400万円	100万円
		後 遺 障 害 共 済 金	交 通 事 故	1,000万円～10万円	400万円～4万円
			不 慮 の 事 故	800万円～8万円	300万円～3万円
			天 災	400万円～4万円	100万円～1万円
	手 術 共 済 金	交 通 事 故・ 不 慮 の 事 故	手術内容に応じて 20・10・5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円	
		天 災	10・5・2.5万円	5・2.5・1.25万円	
		入 院 共 済 金 (1日あたり)	交 通 事 故・ 不 慮 の 事 故	8,000円 ^{※2} (1日目～1,000日目)	4,000円 ^{※2} (1日目～1,000日目)
	通 院 共 済 金 (1日あたり)	天 災	4,000円(1日目～1,000日目)	2,000円(1日目～1,000日目)	
		交 通 事 故・ 不 慮 の 事 故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	
		天 災	1,500円(3日目～100日目)	750円(3日目～100日目)	
疾 見 病 舞 病 金	疾 病 入 院 見 舞 金	疾病による継続し た30日以上入院	5万円 ^{※3}	2.5万円 ^{※3}	

- ※1 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。
- ※2 2,000円タイプ・1,000円タイプの入院共済金は、6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。
- ※3 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。なお、一度支払いの対象となった疾病は、その後の各共済期間において2度と対象とはなりません。
- ※4 上記表にかかわらず柔道整復師の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼・捻挫・打撲30日以内)。

医療特約(福祉共済にご加入されている方のみが、ご加入いただけます)

全国商工会会員福祉共済・医療特約のご案内

全国商工会連合会
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

- ・医療特約は、全国商工会連合会(以下、全国連)の医療共済と東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)が共同で引き受けを行なう制度です。
- ・この医療特約に加入できる方は、商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族ならびに商工会・都道府県商工会連合会・全国連の役職員とその家族であって健康な方に限ります(健康に関する告知義務あり)。
- ・東京海上日動火災保険(株)の医療保険は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国連が有します。
- ・医療特約の共済期間及び保険期間：11月1日午後4時～翌年11月1日午後4時
- ・中途加入は毎月引き受けます。当月締切までにお申しいただくと、翌月1日午後4時から共済及び保険が開始します。

加入タイプ	医療特約	シニア医療特約
加入年齢	満6歳～65歳 ^{※1}	満66歳～74歳
掛金(医療保険の保険料を含む)	月々の掛金 1,000円 ^{※2}	月々の掛金 1,000円 ^{※2}
疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)	5,000円 ^{※3※4}	4,000円 ^{※3※4}
支払限度日数(1入院あたり)	120日 ^{※5※6}	120日 ^{※5※6}
免責日数	なし。入院1日目から補償されます。(日帰り入院も補償されます)	
疾病手術共済金及び保険金	手術の種類により、1日あたり支給額(疾病入院共済金日額および疾病入院保険金日額)の10・20・40倍	
先進医療共済金	305万円～5万円	244万円～4万円

- ※1 継続加入であっても、共済及び保険開始日現在66歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。
- ※2 月々の掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は220円です(加入年齢にかかわらず一律)。
- ※3 疾病による入院1日あたり支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。
- ※4 傷害による入院については、医療特約共済金及び保険金は支払われません(福祉共済の傷害共済金を支払われます)。
- ※5 契約が継続している限り、入院日数に通算の限度日数はありません(1入院あたりの限度日数はあります)。
- ※6 1回の入院(※)について120日が支給限度となります。
(※)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 - ・入院を開始してから退院をするまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、当該再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

「けが」の補償

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に全国商工会連合会に重要な事項を申し出ていただく義務)等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(全国商工会連合会には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被共済者(共済の対象となる方)ご本人のお仕事の内容
 - 加入者および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- ②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について共済金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2012年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お近くの商工会までお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者名、契約者番号、被共済者コード等を速やかにお近くの商工会にご通知下さい。
- ②共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③けがを被ったときすでに存在していたけがや病気の影響等により、けがの程度が加重された場合は、お支払いする共済金が削減されることがあります。

「病気」の補償

ご加入にあたって

- ①この共済は、死亡と通院に対する補償はありません。
- ②過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがあります。
- ③共済期間(ご契約期間)の途中でご加入者からの申し出による共済金額(ご契約金額)の増額等はできません。また、更新時に被共済者の追加等する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがあります。
- ④新規のご加入のお取扱いは、加入者資格を満たす方で共済期間の開始時点で満65歳以下の方(シニア医療特約では満74歳以下の方)に限ります。

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被共済者(共済の対象となる方)本人の生年月日および性別
 - 被共済者の健康状態
 - 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます)。
*「他の保険契約等」とは、この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。なお、共済金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
 - 加入される方および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。また、過去の傷病歴や現在の健康状態、満年齢などによりご加入をお断りすることがあります。
- ②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について共済金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2012年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

- ①加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。
また、加入者証が到着までの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に共済金請求のご連絡をいただく場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

共済金の支払事由に該当した場合のご注意

- ①共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ②病気やケガを被ったときすでに存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする共済金が削減されることがあります。
- ③共済金の支払事由に該当した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、共済金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書をご提出いただくことがあります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、共済金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被共済者または同一事故に係る共済契約の状況や共済金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

— 一本医療保険についてのお問い合わせ先 —

<取扱代理店>株式会社ふるさとサービス 住所:東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F 電話番号:03-3214-5710

<引受保険会社>東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 広域法人部法人第一課 住所:東京都千代田区三番町6-4 電話番号:03-3515-4147

2012年3月作成

<<このパンフレットは全国商工会会員福祉共済の概要をご紹介します。詳細は共済約款等によります。>>